

(はじめに)

すべての問題文の条件設定において、特に断りのない限り、他に特殊な事情がないものとします。また、各問題の選択枝における条件設定は独立したものと考え、同一問題内における他の選択枝には影響しないものとします。

特に日時の指定のない限り、2017年9月1日現在で施行されている法律等に基づいて解答しなさい。

解答は、選択枝ア～エの中から1つ選びなさい。

問1

ア～エを比較して、発明の新規性に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 技術内容を公表した後、同日に、その技術内容の発明について特許出願をした場合、当該発明は、新規性を喪失した発明に該当する。
- イ 特許出願前に自己の行為に起因して新規性を喪失した発明について特許出願をする場合、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができることがある。
- ウ 特許出願前に政府等が主催するものではない博覧会で発明の内容を発表した後、その内容について特許出願をする場合、発表前に当該博覧会について所定の申請を特許庁長官に届け出て指定を受けなければ、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができない。
- エ 特許出願前に刊行物に記載された発明について特許出願をする場合、新規性喪失の例外規定の適用を受けることができることがある。

問2

ア～エを比較して、著作権又は著作者人格権の侵害に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作物の権利管理情報を故意に除去し、又は改変する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなされる。
- イ プログラムの著作物の著作権を侵害する行為によって作成された複製物を私的に電子計算機において使用する行為は、その著作権を侵害する行為とみなされる。
- ウ 外国で作成されたいわゆる海賊版を国内において頒布する目的で輸入する行為は、著作権を侵害するおそれがある。
- エ 著作者の名誉又は声望を害する方法で著作物を利用する行為は、その著作者人格権を侵害する行為とみなされる。

問3

ア～エを比較して、特許出願前に行う先行技術調査に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許出願に係る発明に関連する先の特許出願等を知っている場合には、それを明細書に記載する必要がある。
- イ 先行技術調査を行わないで特許出願をした場合は、拒絶理由の対象となる。
- ウ 学会誌で公表された学术论文の内容についての調査が必要な場合はない。
- エ 先行技術となる公開特許公報が発見された場合、その特許請求の範囲に記載された発明のみを検討すればよい。

問4

ア～エを比較して、不正競争防止法で規制される行為に該当するものとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 自己の商品等表示として他人の著名な商品等表示と類似のものを使用して商品を販売する行為
- イ 競争関係にある他人の営業上の信用を害する虚偽の事実を流布する行為
- ウ 取引によって営業秘密を取得した者（その取得した時にその営業秘密について不正取得行為が介在したことを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者）がその取引によって取得した権原の範囲内においてその営業秘密を使用する行為
- エ 他人の商品等表示として需要者の間に広く認識されているものと同一又は類似の商品等表示を使用し、他人の商品又は営業と混同を生じさせる行為

問5

ア～エを比較して、商標、商標権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録出願をすると、その商標登録出願は出願日から2カ月経過後に出願公開される旨が商標法上規定されている。
- イ 他人の商号を許可なく使用すると、それが商標登録されていないものであっても、不正競争防止法に基づいて、その使用が差し止められる場合がある。
- ウ 2以上の指定商品に係る商標権については、指定商品毎に商標権を譲渡することはできない。
- エ 音の商標登録出願をする場合には、願書にその旨を記載すれば足り、願書に所定の物件を添付する必要はない。

問6

ア～エを比較して、著作権の許諾等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 私的使用目的で著作物を複製した場合、当該複製物を営利目的で公衆に提示するためには、著作権者の許諾を得なければならない。
- イ 著作権を利用する権利は、複数人に許諾することができる。
- ウ すべての著作権を譲渡する場合、著作権法第27条及び第28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されていないければ、これらの権利は、譲渡した者に留保されたものと推定される。
- エ 未成年の著作権者の著作物を利用する場合、当該著作権者の許諾を得る必要はない。

問7

ア～エを比較して、特許出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 補正が認められれば、補正した内容が出願時にまで遡って効力を生じる。
- イ 最初の拒絶理由通知を受けた場合に、特許請求の範囲について補正をする場合は、その補正の前後の発明が、発明の単一性の要件を満たしている必要はない。
- ウ 最初の拒絶理由通知を受けた後の拒絶理由通知は、常に最後の拒絶理由通知となる。
- エ 進歩性の欠如を理由とする最後の拒絶理由通知を受けた場合、その拒絶理由通知に対して、拒絶査定不服審判を請求することができる。

問8

ア～エを比較して、関税法に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権又は育成者権を侵害する物品で輸入されようとするものを没収して をし、又は当該物品を輸入しようとする者にその を命ずることができる。

- | | | | |
|---|--------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ア | <input type="text" value="1"/> =財務大臣 | <input type="text" value="2"/> =廃棄 | <input type="text" value="3"/> =差止め |
| イ | <input type="text" value="1"/> =税関長 | <input type="text" value="2"/> =廃棄 | <input type="text" value="3"/> =積戻し |
| ウ | <input type="text" value="1"/> =財務大臣 | <input type="text" value="2"/> =積戻し | <input type="text" value="3"/> =廃棄 |
| エ | <input type="text" value="1"/> =税関長 | <input type="text" value="2"/> =積戻し | <input type="text" value="3"/> =廃棄 |

問9

ア～エを比較して、弁理士法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 裁判外紛争解決手続は、弁理士の業務として弁理士法に規定されている。
- イ 業として特許出願手続の代理を行うことができるのは、弁理士に限られる。
- ウ 意匠の登録料の納付手続は、弁理士以外の者が業務として行うことができない。
- エ 弁理士は、特許無効審判の請求に関して相談を受け、助言を与えた後であっても、当該特許無効審判について相手方である特許権者の代理人となることができる。

問10

ア～エを比較して、特許法に規定する手続に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権の存続期間は、特許権の設定登録日から20年をもって終了する。
- イ 出願公開請求は、出願公開前であっても取り下げることができない。
- ウ 出願公開前であっても、特許出願人以外の第三者が出願審査請求をすることができる。
- エ 拒絶審決の謄本の送達があった日から30日以内に審決取消訴訟を提起できる。

問11

ア～エを比較して、契約に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 瑕疵担保責任は、民法上定められた規定であるので、当事者間の契約によって、排除することはできない。
- イ 相手方の債務不履行によって譲渡契約を解除した場合には、契約は過去に遡って効力を失う。
- ウ 契約は申込と承諾の意思表示が合致した時に成立するので、口頭による契約であっても無効とはならない。
- エ 契約内容に含まれない内容であっても、相手方の行為によって損害を受けた場合には、不法行為に基づいて賠償請求できる場合がある。

問12

ア～エを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア データベースの著作物は、編集著作物に含まれる。
- イ 映画の著作物には、映画の効果に類似する視覚的又は視聴覚的效果を生じさせる方法で表現され、かつ、物に固定されている著作物に含まれない。
- ウ 写真の著作物には、写真の製作方法に類似する方法を用いて表現される著作物に含まれない。
- エ 思想又は感情を創作的に表現したものであって、学術の範囲に属するものは著作物に含まれる。

問13

ア～エを比較して、商標登録出願に係る商標に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。なお、商標法第3条第2項(使用による特別顕著性)の適用は考えないものとする。

- ア 商標登録出願に係る商標が、日本国内において、政府等以外の者が開設する博覧会の賞と同一の商標に該当している場合は、当該博覧会が特許庁長官により指定されている場合に限り、そのことを理由として商標登録を受けることができない。
- イ 商標登録出願に係る商標が、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標に該当する場合には、そのことを理由として商標登録を受けることができない。
- ウ 商標登録出願に係る商標が、その商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標に該当する場合には、そのことを理由として商標登録を受けることができない。
- エ 商標登録出願に係る商標が、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標に該当する場合には、そのことを理由として商標登録を受けることができない。

問14

ア～エを比較して、著作権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 展示権とは、無断で他人に、美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示されない権利をいう。
- イ 上映権とは、無断で他人に、著作物を公に上映されない権利をいう。
- ウ 貸与権とは、無断で他人に、映画の著作物をその複製物の貸与により公衆に提供されない権利をいう。
- エ 公衆送信権とは、無断で他人に、著作物を公衆に対して送信されない権利をいう。

問15

ア～エを比較して、特許権の設定登録前の特許出願に基づく警告を受けた者のとり得る措置として、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 設定登録前の特許異議申立て
- イ 先使用权の存在の確認
- ウ 特許庁長官への情報提供
- エ 特許出願の継続の確認

問16

ア～エを比較して、特許ライセンス等に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者の許諾がなくても認められる通常実施権が、特許法に規定されている。
- イ 通常実施権についての特許ライセンス契約は、特許庁に登録しなくても有効なものと認められる。
- ウ 特許権者の許諾を受けた通常実施権は、特許権者の承諾を得なくても、実施の事業とともに第三者に移転することができる。
- エ 特許出願中の発明に係るライセンスについては、特許法上は規定されていない。

問17

ア～エを比較して、著作者人格権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 著作者は、著作物を公衆に提示する際に、著作者名を实名又は変名で表示するだけでなく、著作者名を表示しないことを決定できる氏名表示権を有する。
- イ 著作者は、著作物自体だけでなく、その著作物の題号についても、改変を受けない同一性保持権を有する。
- ウ 著作者名の表示は、一定の条件のもとで省略することができる場合がある。
- エ 著作者は、既に自らが公表した著作物の場合であっても、その著作物について公表権を有する。

問18

ア～エを比較して、特許出願に係る手続補正に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 最初の拒絶理由通知を受けた場合も最後の拒絶理由通知を受けた場合も、明細書について、新規事項を追加する補正をすることができる。
- イ 最初の拒絶理由通知を受けた場合、補正により、特許請求の範囲の請求項の数を増やすことができる。
- ウ 拒絶理由通知を受ける前は、特許請求の範囲について補正をすることができる場合はない。
- エ 最後の拒絶理由通知を受けた場合には、特許請求の範囲について補正することができない。

問19

ア～エを比較して、職務発明に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 職務発明について、特許法上は特段の定めはなく、通常の発明と同様に取り扱われる。
- イ 職務発明について、発明完成前にあらかじめ、使用者等の特許を受ける権利を承継する旨の契約をすることはできない。
- ウ 職務発明について、その発明をした従業者等が特許を取得した場合、使用者等は法定通常実施権を取得する。
- エ 職務発明について、発明完成と同時にその発明をした従業者等と使用者等の両方に特許を受ける権利が属することとなる旨が特許法に規定されている。

問20

ア～エを比較して、著作隣接権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 実演の保護期間は、その実演を行った時に始まり、その実演が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過するまでである。
- イ レコードの保護期間は、そのレコードの販売を開始した時に始まり、そのレコードの販売が開始された日の属する年の翌年から起算して50年を経過するまでである。
- ウ 放送の保護期間は、その放送を行った時に始まり、その放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過するまでである。
- エ 有線放送の保護期間は、その有線放送を行った時に始まり、その有線放送が行われた日の属する年の翌年から起算して50年を経過するまでである。

問21

ア～エを比較して、差止請求権及び損害賠償請求権に関する次の文章の空欄〔1〕～〔3〕に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

差止請求権は、〔1〕の侵害に対するものであって、侵害の〔2〕を請求できる最も有効かつ直接的な救済措置である。一方、損害賠償請求権は、故意又は〔3〕によって侵害により生じた損害の賠償を請求し得る権利である。

- | | | | | | | |
|---|-----|---------|-----|---------|-----|------|
| ア | 〔1〕 | =現在又は将来 | 〔2〕 | =停止又は予防 | 〔3〕 | =過失 |
| イ | 〔1〕 | =現在又は過去 | 〔2〕 | =停止 | 〔3〕 | =過失 |
| ウ | 〔1〕 | =現在又は将来 | 〔2〕 | =停止又は予防 | 〔3〕 | =不作為 |
| エ | 〔1〕 | =現在 | 〔2〕 | =停止 | 〔3〕 | =不作為 |

問22

ア～エを比較して、商標登録出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録出願人は、拒絶理由通知の際に指定された期間の経過後は指定役務について補正をすることはできない。
- イ 商標登録出願人は、登録を受けようとする商標の一部を分割して、1又は2以上の新たな商標登録出願とすることができる。
- ウ 立体商標に係る商標登録出願を特許出願に出願変更することができる。
- エ 商標登録を受けようとする商標についての補正が審査官により却下された場合、商標登録出願人は所定の期間内に補正却下決定に対する審判を請求することができる。

問23

ア～エを比較して、外国出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 日本にされた商標登録出願に基づいて、パリ条約上の優先権を主張し、他の同盟国に商標登録出願をすることはできない。
- イ 特許協力条約(PCT)による国際出願において、パリ条約上の優先権を主張できる。
- ウ 外国に特許出願をする場合には、先に日本で特許出願をした後に、パリ条約上の優先権を主張して特許出願をする必要がある。
- エ パリ条約上の優先権を主張して特許出願をする場合、優先期間は、第一国の特許出願に係る発明の完成日から12カ月である。

問24

ア～エを比較して、特許出願に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 同じ発明者によって同時期になされた複数の発明は関連性があるため、必ず1つの特許出願とする必要がある。
- イ 出願審査請求がされていない特許出願に対して、審査官から拒絶理由が通知される場合がある。
- ウ 特許請求の範囲の記載は、特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであることは必要ない。
- エ 公衆の衛生を害するおそれがある発明は、特許を受けることができない。

問25

ア～エを比較して、特許権における先使用に基づく通常実施権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 実施している発明及び事業の目的の範囲内で、この権利は認められる。
- イ 特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をした場合だけでなく、特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得した場合にも、この権利が認められることがある。
- ウ この権利に基づいて特許発明を実施する場合は、特許権者に対価を支払う必要はない。
- エ この権利は、特許出願の際現にその発明の実施である事業を開始していなければ認められない。

問26

ア～エを比較して、共同研究開発の成果に関する契約について、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得ることにより、その持分を目的とする質権を設定することができる。
- イ 特許権が共有に係る場合において、その特許発明の実施につき他の共有者の事前の同意を必要とする旨の契約があるときは、各共有者は、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができない。
- ウ 特許を受ける権利が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者と共同でなければ、特許出願をすることができない。
- エ 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得ないで、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができる。

問27

ア～エを比較して、独占禁止法に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許ライセンス契約において、許諾に係る製品の販売価格を制限することは、独占禁止法上、問題にならない。
- イ 1つの会社が、品質の優れた商品を安く供給することにより市場を独占してしまう場合は、私的独占として独占禁止法違反となる。
- ウ 他社と協議して同一商品の販売価格を同一に設定することは、独占禁止法上、問題にならない。
- エ 会社の役員が他社の役員を兼任することについて、独占禁止法上、禁止される場合がある。

問28

ア～エを比較して、著作権法におけるプログラムの著作物に関する職務著作の成立要件に該当するものとして、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 法人その他使用者の業務に従事する者が職務上著作物を作成すること
- イ 法人その他使用者が自己の著作の名義の下に著作物を登録すること
- ウ 著作物の作成時における契約、勤務規則その他に著作者を法人その他使用者以外とする規定が定められていないこと
- エ 法人その他使用者の発意に基づいて著作物を作成すること

問29

ア～エを比較して、商標権に係る使用権に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 専用使用権者は、商標権の存続期間の更新登録の申請をすることができる。
- イ 通常使用権は、その登録をしたときは、その商標権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。
- ウ 商標権者は、設定行為で定めた同一の範囲について、複数の通常使用権を許諾できる。
- エ 専用使用権者は、自己の専用使用権を侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止を請求することができる。

問30

ア～エを比較して、種苗法に基づく品種登録に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 出願品種の種苗が日本国内において出願の日から1年遡った日前に業として譲渡されているときは、品種登録を受けることができない。
- イ 既存の品種よりも優れた品種でなければ、品種登録を受けることができない。
- ウ 品種登録出願がされると、農林水産大臣によって遅滞なく出願公表が行われる。
- エ 育成者権者は、登録品種のみならず、登録品種と特性により明確に区別されない品種についても、業として利用する権利を専有する。

問31

ア～エを比較して、著作物に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 編集著作物であるためには、その構成要素となる素材も著作物でなくてはならない。
- イ 複数の者のそれぞれによって創作された複数の著作物で構成される一の著作物は、これらの者による共同著作物と認められる。
- ウ データベースの著作物であるためには、その情報の選択と体系的な構成の両方に創作性が認められなければならない。
- エ 二次的著作物であるためには、その元になったものも著作物でなくてはならない。

問32

ア～エを比較して、特許発明を自社のみが独占実施して他社に一切ライセンスしない独占戦略に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 独占戦略により、自社製品のデファクトスタンダードを目指すことができる。
- イ 独占戦略によるライセンス料や譲渡の対価は期待できない。
- ウ 独占戦略により、速やかに市場を拡大させることができる。
- エ 独占戦略を継続すると、他社による代替技術の開発を加速させるおそれがある。

問33

ア～エを比較して、商標法に規定する登録異議の申立て又は審判に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 商標登録が商標法第3条第1項第1号(普通名称)の規定に違反してされたとき、商標権の設定登録の日から3年を経過した場合であっても、商標登録無効審判を請求することができる場合がある。
- イ 不使用取消審判において、請求に係る指定商品と類似する役務についてのみ商標権者が登録商標を使用している場合、商標登録は取り消されることがある。
- ウ 不使用取消審判の請求前3カ月からその審判の請求の登録の日までの間に、日本国内において商標権者がその請求に係る指定商品についての登録商標の使用をした場合であって、その登録商標の使用がその審判の請求がされることを知った後である場合には、商標登録は取り消されることがある。
- エ 登録異議の申立ては、商標掲載公報の発行日から2カ月経過後であっても利害関係人であれば行うことができる。

問34

ア～エを比較して、意匠法に規定される法目的に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 産業の発達に寄与すること
- イ 需要者の利益を保護すること
- ウ 文化の発展に寄与すること
- エ 国民経済の健全な発展に寄与すること

問35

ア～エを比較して、著作権に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 同一性保持権を行使しないという契約はすべて無効である。
- イ 著作権の移転は、登録しなければ、その効力が発生しない。
- ウ 複製権又は公衆送信権を有する者は、その著作物について出版権を設定できる。
- エ 著作権者の許諾を得て国外で譲渡された著作物の複製物であっても、当該複製物がさらに国内で公衆に再譲渡される場合には、著作権者の譲渡権の侵害となる。

問36

ア～エを比較して、実用新案登録出願に基づいてパリ条約上の優先権を主張して実用新案登録出願をする場合の優先期間として、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 6カ月
- イ 12カ月
- ウ 18カ月
- エ 3カ月

問37

ア～エを比較して、特許法に規定する手続に関して、最も不適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許査定の際の送達後に納付する特許権の設定登録料は、第1年から第3年までの各年分の特許料である。
- イ 特許査定の際の送達後には、特許権の設定登録前であっても、明細書について補正をすることはできない。
- ウ 特許査定の際の送達後に、特許料の納付が所定の期間内にされない場合は、そのことを理由として特許査定が取り消され、拒絶査定とされる。
- エ 特許査定の際の送達後に、特許権の設定登録料の納付期間について延長をすることができる。

問38

ア～エを比較して、営利を目的としない上演等に関する次の文章の空欄 ～ に入る語句の組合せとして、最も適切と考えられるものはどれか。

は、営利を目的とせず、かつ、 から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。）を受けない場合には、 上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。

- | | | | |
|---|---|---|---|
| ア | <input type="text" value="1"/> = 公表された著作物 | <input type="text" value="2"/> = 使用者 | <input type="text" value="3"/> = 特定かつ少数の者に対して |
| イ | <input type="text" value="1"/> = 著作物 | <input type="text" value="2"/> = 聴衆又は観衆 | <input type="text" value="3"/> = 特定かつ少数の者に対して |
| ウ | <input type="text" value="1"/> = 著作物 | <input type="text" value="2"/> = 使用者 | <input type="text" value="3"/> = 公に |
| エ | <input type="text" value="1"/> = 公表された著作物 | <input type="text" value="2"/> = 聴衆又は観衆 | <input type="text" value="3"/> = 公に |

問39

ア～エを比較して、動的意匠（国際意匠登録出願の場合を除く）に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 動的意匠については、秘密意匠制度を利用することができない。
- イ 動的意匠とは、物品の形状、模様又は色彩がその物品の有する機能に基づいて変化する意匠のことである。
- ウ 動的意匠について登録を受けるためには、設定登録時に3年分の登録料を支払う必要がある。
- エ 動的意匠については、願書に添付する図面に代わりひな形又は見本を提出する必要がある。

問40

ア～エを比較して、特許権の侵害に関して、最も適切と考えられるものはどれか。

- ア 特許権者から購入した特許製品を顧客に転売する行為は、特許権の侵害に該当する。
- イ 特許権を侵害する製品を試供品として顧客に提供する行為は、無償であるので特許権の侵害に該当しない。
- ウ 特許権を侵害する製品の生産にのみ用いられる部品を譲渡する行為は、特許権の侵害に該当しない。
- エ 試験又は研究のために、特許製品を生産する行為は、特許権の侵害に該当しない。

【第29回知的財産管理技能検定】

【2級学科】

番号	正解
問1	ウ
問2	イ
問3	ア
問4	ウ
問5	イ
問6	エ
問7	ア
問8	イ
問9	ア
問10	ア
問11	ア
問12	エ
問13	ア
問14	ウ
問15	ア
問16	エ
問17	エ
問18	イ
問19	ウ
問20	イ
問21	ア
問22	エ
問23	イ
問24	エ
問25	エ
問26	エ
問27	エ
問28	イ
問29	ア
問30	イ
問31	エ
問32	ウ
問33	エ
問34	ア
問35	ウ
問36	イ
問37	ウ
問38	エ
問39	イ
問40	エ